

一 最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>九 株式等エクスポージャー 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 金融機関のTier1資本の額に算入される資本調達手段（自己資本に算入される株式その他の金融商品を総称していう。以下同じ。）と同様の仕組みの金融商品</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>十～八十五 (略)</p> <p>(普通株式等Tier1資本の額)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 第二条第一号の算式において、普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 次に掲げる額の合計額</p> <p>イ～ハ (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>九 株式等エクスポージャー 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 金融機関のTier1資本の額又は<u>基本的項目に算入される資本調達手段（自己資本に算入される株式その他の金融商品を総称していう。以下同じ。）と同様の仕組みの金融商品</u></p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>十～八十五 (略)</p> <p>(普通株式等Tier1資本の額)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 第二条第一号の算式において、普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 次に掲げる額の合計額</p> <p>イ～ハ (略)</p>

ト 退職給付に係る資産の額

二〇七 (略)

3・4 (略)

(調整後少数株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)

第八条 第五条第一項第四号、第六条第一項第五号及び前条第一項第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第一項第四号に掲げる普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額は、特定連結子法人等(連結子法人等(特別目的会社等を除く。以下この条において同じ。))のうち金融機関又はパーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準(法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第三十一条及び第三十一条第二項第三号イにおいて同じ。))の適用を受ける者をいう。以下この号において同じ。
二 ()の少数株主持分相当普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(特定連結子法人等の単体普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(第二条第一号の算式の分子の額の算出方法における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額又はこれに相当する額とする。以下この号において同じ。))のうち当該特定連結子法人等の最終指定親会社の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)をいう。以下この号において同じ。))のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に普通株

ト 前払年金費用の額

二〇七 (略)

3・4 (略)

(調整後少数株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)

第八条 第五条第一項第四号、第六条第一項第五号及び前条第一項第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第一項第四号に掲げる普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額は、特定連結子法人等(連結子法人等(特別目的会社等を除く。以下この条において同じ。))のうち金融機関又はパーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受ける者をいう。以下この号において同じ。))の少数株主持分相当普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(特定連結子法人等の単体普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(第二条第一号の算式の分子の額の算出方法における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額又はこれに相当する額とする。以下この号において同じ。))のうち当該特定連結子法人等の最終指定親会社の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)をいう。以下この号において同じ。))のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に普通株式等Tier1資本に係る第三者持分割合(特定連結子法人等の少数株主持分相当普通株式等Tier1資本に係る基

式等Tier1資本に係る第三者持分割合（特定連結子法人等の少数株主持分相当普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額を単体普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

イ 当該特定連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額に相当する額に七パーセントを乗じて得た額

ロ 第二条各号の算式の分母のうち当該特定連結子法人等に関連するものの額（当該特定連結子法人等の同条各号の算式の分母の額に相当する額に関連するものの額をいう。）に七パーセントを乗じて得た額

二 第六条第一項第五号に掲げるその他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額は、連結子法人等の少数株主持分相当Tier1資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体Tier1資本に係る基礎項目の額（第二条第一号の算式の分子の額）の算出方法における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額及び同条第二号の算式の分子の額の算出方法におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額の合計額又はこれに相当する額をいう。以下この項において同じ。）のうち当該連結子法人等の最終指定親会社の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは少数株主持分又は負債として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）をいう。以下

基礎項目の額を単体普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額とする。

イ 当該特定連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額（当該特定連結子法人等が最終指定親会社以外の場合にあつては、これに相当する額とする。ロにおいて同じ。）に七パーセントを乗じて得た額

ロ 第二条各号の算式の分母のうち当該特定連結子法人等に関連するものの額（当該特定連結子法人等の同条各号の算式の分母の額に関連するものの額をいう。）に七パーセントを乗じて得た額

二 第六条第一項第五号に掲げるその他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額は、連結子法人等の少数株主持分相当Tier1資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体Tier1資本に係る基礎項目の額（第二条第一号の算式の分子の額）の算出方法における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額及び同条第二号の算式の分子の額の算出方法におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額の合計額又はこれに相当する額をいう。以下この項において同じ。）のうち当該連結子法人等の最終指定親会社の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは少数株主持分又は負債として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）をいう。以下

この号において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にTier 1資本に係る第三者持分割合(連結子法人等の少数株主持分等相当Tier 1資本に係る基礎項目の額を単体Tier 1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額から、第五条第一項第四号に掲げる額を控除した額とする。

イ 当該連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額に相当する額に八・五パーセントを乗じて得た額

ロ 第二条各号の算式の分母のうち当該連結子法人等に関連するものの額(当該連結子法人等の同条各号の算式の分母の額に相当する額)に関連するものの額をいう。)に八・五パーセントを乗じて得た額

三 前条第一項第五号に掲げるTier 2資本に係る調整後少数株主持分等の額は、連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体総自己資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体Tier 1資本に係る基礎項目の額及び第二条第三号の算式の分子の額の算出方法におけるTier 2資本に係る基礎項目の額の合計額又はこれに相当する額をいう。以下この号において同じ。))のうち当該連結子法人等の最終指定親会社の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは少数株主持分又は負債として計上される部分の額(

この号において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にTier 1資本に係る第三者持分割合(連結子法人等の少数株主持分等相当Tier 1資本に係る基礎項目の額を単体Tier 1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額から、第五条第一項第四号に掲げる額を控除した額とする。

イ 当該連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額(当該連結子法人等が最終指定親会社以外の場合にあつては、これに相当する額とする。ロにおいて同じ。)に八・五パーセントを乗じて得た額

ロ 第二条各号の算式の分母のうち当該連結子法人等に関連するものの額(当該連結子法人等の同条各号の算式の分母の額に相当するもの額)に関連するもの額をいう。)に八・五パーセントを乗じて得た額

三 前条第一項第五号に掲げるTier 2資本に係る調整後少数株主持分等の額は、連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体総自己資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体Tier 1資本に係る基礎項目の額及び第二条第三号の算式の分子の額の算出方法におけるTier 2資本に係る基礎項目の額の合計額又はこれに相当する額をいう。以下この号において同じ。))のうち当該連結子法人等の最終指定親会社の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは少数株主持分又は負債として計上される部分の額(

当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)をいう。以下この号において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に総自己資本に係る第三者持分割合(連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額を単体総自己資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額から、第五条第一項第四号及び第六条第一項第五号に掲げる額の合計額を控除した額とする。

イ 当該連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額に相当する額に十・五パーセントを乗じて得た額

ロ 第二条各号の算式の分母の額のうち当該連結子法人等に関連するものの額(当該連結子法人等の同条各号の算式の分母の額に相当する額)に十・五パーセントを乗じて得た額

255 (略)

6 第五条第二項第三号、第六条第二項第二号及び前条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額は、最終指定親会社等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者(これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の

当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)をいう。以下この号において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に総自己資本に係る第三者持分割合(連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額を単体総自己資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額から、第五条第一項第四号及び第六条第一項第五号に掲げる額の合計額を控除した額とする。

イ 当該連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額(当該連結子法人等が最終指定親会社以外の場合にあつては、これに相当する額とする。ロにおいて同じ。)に十・五パーセントを乗じて得た額

ロ 第二条各号の算式の分母の額のうち当該連結子法人等に関連するものの額(当該連結子法人等の同条各号の算式の分母の額に相当するもの額)に十・五パーセントを乗じて得た額

255 (略)

6 第五条第二項第三号、第六条第二項第二号及び前条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額は、最終指定親会社等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者(これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の

者を除く。)であつて連結自己資本規制比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの(以下この章において「他の金融機関等」という。)との間で相互に自己資本規制比率(法第四十六条の六に規定する自己資本規制比率をいう。)若しくはこれと類似の比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段(資本調達手段のうち、普通株式に相当するもの(みなし普通株式(普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。)を含む。以下この条において同じ。)、その他Tier1資本調達手段に相当するもの又はTier2資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において連結自己資本規制比率の算式の分子の額を構成するものに限る。以下この条及び第十条第二項第一号へにおいて同じ。)を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該最終指定親会社等の普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段を保有していると認められる場合(最終指定親会社等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。)における当該他の金融機関等の対象資本調達手段(次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。)のうち普通株式に

者を除く。)であつて連結自己資本規制比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの(以下この章において「他の金融機関等」という。)との間で相互に自己資本規制比率若しくはこれと類似の比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段(普通株式(みなし普通株式(普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段のいずれにも該当しない資本調達手段(規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において第二条第三号の算式における総自己資本の額に相当するものに限る。))を含む。以下この条において同じ。)、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段をいう。以下この条及び第十条第二項第六号において同じ。)を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該最終指定親会社等の普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段を保有していると認められる場合(最終指定親会社等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。)における当該他の金融機関等の対象資本調達手段(次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。)のうち普通株式に該当するものの額とする。

相当するものの額とする。

二 第六条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に相当するものの額とする。

三 前条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

7 第五条第二項第四号、第六条第二項第三号及び前条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第四号に掲げる少数出資金金融機関等の普通株式の額は、少数出資調整対象額（少数出資金金融機関等（最終指定親会社等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）の対象資本調達手段を最終指定親会社等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該最終指定親会社等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段の額の合計額（以下この項において「少数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。）から少数出資に係る十パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号ま

二 第六条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に該当するものの額とする。

三 前条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に該当するものの額とする。

7 第五条第二項第四号、第六条第二項第三号及び前条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第四号に掲げる少数出資金金融機関等の普通株式の額は、少数出資調整対象額（少数出資金金融機関等（最終指定親会社等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）の対象資本調達手段を最終指定親会社等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該最終指定親会社等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段の額の合計額（以下この項において「少数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。）から少数出資に係る十パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号ま

でに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。次号及び第三号において同じ。)に少数出資に係る普通株式保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

二 第六条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier 1資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier 1資本調達手段に該当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

三 前条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier 2資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

8 第六条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第六条第二項第四号に掲げるその他Tier 1資本調達手段の額は、その他金融機関等(次に掲げる者をい

でに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。次号及び第三号において同じ。)に少数出資に係る普通株式保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

二 第六条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier 1資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier 1資本調達手段に該当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

三 前条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier 2資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に該当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

8 第六条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第六条第二項第四号に掲げるその他Tier 1資本調達手段の額は、その他金融機関等(次に掲げる者又は

う。)の対象資本調達手段を最終指定親会社等が保有している場合(連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該最終指定親会社等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除く。)における当該対象資本調達手段(以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。)(のうちその他Tier1資本調達手段に相当するものの額とする。

イ(ニ) (略)

二 前条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

9 第五条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額(第五条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

二 モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

これに準ずる外国の者をいう。)の対象資本調達手段を最終指定親会社等が保有している場合(連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該最終指定親会社等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除く。)における当該対象資本調達手段(以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。)(のうちその他Tier1資本調達手段に該当するものの額とする。

イ(ニ) (略)

二 前条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に該当するものの額とする。

9 第五条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額(第五条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

二 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

三 (略)

10 第五条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から第五条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額
- 二 特定項目に係る調整対象額に、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

三 (略)

10 第五条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するもの、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。次号において同じ。）及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から第五条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額
- 二 特定項目に係る調整対象額に、無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

三 (略)

11・12 (略)

13 第九項第三号及び第十項各号並びに第五条第二項第一号ロに掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額(同条第四項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。)があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。

一・二 (略)

14 (略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるもの及び最終指定親会社等におけるトレーディング業務に係る資産(証券化取引を目的として保有している資産並びに第二百四十八条の三第一項及び第二百四十八条の四第一項に規定するCVAリスク相当額の算出に反映された取引を除く。以下同じ。)については、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 個別貸倒引当金(内部格付手法採用最終指定親会社にあつては、その他資産(第百五十六条第二項に規定する資産をいう。第百二十八条第一号において同じ。))に対して計上されているものに限る。)

三 (略)

11・12 (略)

13 第九項第三号及び第十項第三号並びに第五条第二項第一号ロに掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額(同条第四項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。)があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。

一・二 (略)

14 (略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるもの及び最終指定親会社等におけるトレーディング業務に係る資産(証券化取引を目的として保有している資産並びに第二百四十八条の三第一項及び第二百四十八条の四第一項に規定するCVAリスク相当額の算出に反映された取引を除く。以下同じ。)については、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 個別貸倒引当金(内部格付手法採用最終指定親会社にあつては、その他資産(第百五十六条第二項に規定する資産をいう。第百二十八条第一号において同じ。))に対して計上されているものに限る。)

<p>二 特定海外債権引当勘定</p> <p>三 支払承諾見返勘定</p> <p>四 派生商品取引に係る資産</p> <p>五 有価証券、コモディティ又は外国通貨（以下「有価証券等」という。）及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金</p> <p>六 自己保有資本調達手段、対象資本調達手段、無形固定資産（のれん相当差額を含む。）、繰延税金資産及び退職給付に係る資産のうち、第五条第二項、第六条第二項及び第七条第二項の規定により普通株式等Tier 1資本に係る調整項目の額、その他Tier 1資本に係る調整項目の額又はTier 2資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分</p> <p>七 第五条第四項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額に相当する部分</p> <p>3 (略)</p> <p>（標準的手法採用最終指定親会社における信用リスク・アセットの額の合計額）</p> <p>第十四条 標準的手法採用最終指定親会社の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。ただし、第六節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合には、同節の規定により算出した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第五章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額</p>
--

<p>二 特定海外債権引当勘定</p> <p>三 支払承諾見返勘定</p> <p>四 派生商品取引に係る資産</p> <p>五 有価証券、コモディティ又は外国通貨（以下「有価証券等」という。）及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金</p> <p>六 自己保有資本調達手段、対象資本調達手段、無形固定資産（のれん相当差額を含む。）、繰延税金資産及び前払年金費用のうち、第五条第二項、第六条第二項及び第七条第二項の規定により普通株式等Tier 1資本に係る調整項目の額、その他Tier 1資本に係る調整項目の額又はTier 2資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分</p> <p>七 第五条第四項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額に相当する部分</p> <p>3 (略)</p> <p>（標準的手法採用最終指定親会社における信用リスク・アセットの額の合計額）</p> <p>第十四条 標準的手法採用最終指定親会社の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。ただし、第六節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合には、同節の規定により算出した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第五章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額</p>

を八パーセントで除して得た額

三 (略)

2 (略)

(第一種金融商品取引業者等向けエクスポージャー)

第三十一条 金融商品取引業者、最終指定親会社及び外国証券業者向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、その金融商品取引業者、最終指定親会社及び外国証券業者が自己資本規制比率、連結自己資本規制比率、バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。

(内部格付手法採用最終指定親会社における信用リスク・アセットの額の合計額)

第二百二十八条 内部格付手法採用最終指定親会社の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一・二 (略)

三 第五章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額

四 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

三 (略)

2 (略)

(第一種金融商品取引業者等向けエクスポージャー)

第三十一条 金融商品取引業者、最終指定親会社及び外国証券業者向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、その金融商品取引業者、最終指定親会社及び外国証券業者が自己資本規制比率(法第四十六条の六に規定する自己資本規制比率をいう)、連結自己資本規制比率、バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。

(内部格付手法採用最終指定親会社における信用リスク・アセットの額の合計額)

第二百二十八条 内部格付手法採用最終指定親会社の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一・二 (略)

三 第五章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額

四 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第二百二十九条 (略)

2・3 (略)

4 内部格付手法採用最終指定親会社は、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権のBの推計について第九十一条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、当該内部格付手法採用最終指定親会社が付与する格付（以下「内部格付」という。）を次の表に定めるリスク・ウェイトに対応したスロッシング・クライテリアに割り当て、エクスポージャーの額（EADをいう。）に当該リスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、第一条第四十九号口ただし書に定めるところにより事業用不動産向け貸付けに区分されたものを除き、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについては五十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについては七十パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

(表略)

5 (略)

6 内部格付手法採用最終指定親会社は、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けのBの推計について第九十一条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、内部格付を次の表に定めるリスク・ウェイトに対応したスロッシング・クライテリアに割り当て、エクスポージャーの額（EADをいう。）に当該

第二百二十九条 (略)

2・3 (略)

4 内部格付手法採用最終指定親会社は、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権のBの推計について第九十一条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、当該内部格付手法採用最終指定親会社が付与する格付（以下「内部格付」という。）を次の表に定めるリスク・ウェイトに対応したスロッシング・クライテリアに割り当て、エクスポージャーの額（EAD）に当該リスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、第一条第四十九号口ただし書に定めるところにより事業用不動産向け貸付けに区分されたものを除き、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについては五十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについては七十パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

(表略)

5 (略)

6 内部格付手法採用最終指定親会社は、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けのBの推計について第九十一条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、内部格付を次の表に定めるリスク・ウェイトに対応したスロッシング・クライテリアに割り当て、エクスポージャーの額（EAD）にリスク・ウェ

リスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについては七十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについては九十五パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

(表略)

7・8 (略)

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第三百三十一条 (略)

2 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 保証人又はプロテクション提供者が、第四十条若しくは第四十一条に掲げる主体又は保険会社若しくは外国保険業者（保険業法第二条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。）のうち信用リスクの削減を目的とする保証又はクレジット・デリバティブを業として行っている者であり、かつ、次のイからハまでに掲げる条件の全てを満たすこと。

イ パーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受けていること又は適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3以上であること。

イトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについては七十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについては九十五パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

(表略)

7・8 (略)

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第三百三十一条 (略)

2 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 保証人又はプロテクション提供者が、第三十条若しくは第三十一条に掲げる主体又は保険会社若しくは外国保険業者（保険業法第二条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。）のうち信用リスクの削減を目的とする保証又はクレジット・デリバティブを業として行っている者であり、かつ、次のイからハまでに掲げる条件の全てを満たすこと。

イ パーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準（府令を含む。）の適用を受けていること又は適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3以上であること。

ロ・ハ (略)

四〇九 (略)

三・四 (略)

(その他資産等の取扱い)

第百五十六条 (略)

2 第百三十条から前条まで及び前項のいずれにも該当しない資産の信用リスク・アセットの額は、各エクスポージャーの額 (EAD) を いう。 に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(重要な出資のエクスポージャー)

第百五十六条の二 内部格付手法採用最終指定親会社は、第百二十九条から前条までの規定にかかわらず、対象出資のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額 (EAD) を いう。 に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

2 前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額 (EAD) を いう。 に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

ロ・ハ (略)

四〇九 (略)

三・四 (略)

(その他資産等の取扱い)

第百五十六条 (略)

2 第百三十条から前条まで及び前項のいずれにも該当しない資産の信用リスク・アセットの額は、各エクスポージャーの額 (EAD) に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(重要な出資のエクスポージャー)

第百五十六条の二 内部格付手法採用最終指定親会社は、第百二十九条から前条までの規定にかかわらず、対象出資のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額 (EAD) に 千二百五十パーセントを乗じた額とする。

2 前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額 (EAD) に 千二百五十パーセントを乗じた額とする。

(特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)

第百五十六条の三 内部格付手法採用最終指定親会社は、第百二十九条から前条までの規定にかかわらず、特定項目のうち第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(EADをいう。)に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第百四十八条の三 標準的リスク測定方式を用いて算出するCVAリスク相当額は、次に掲げる算式により算出した所要自己資本額(※)とする。

(算式略)

2/7 (略)

(先進的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第百四十八条の四 先進的リスク測定方式を用いて算出するCVAリスク相当額は、第百五十条の承認を受けて用いる内部モデルに基づき算出した次に掲げる額の合計額とする。

一・二 (略)

(特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)

第百五十六条の三 内部格付手法採用最終指定親会社は、第百二十九条から前条までの規定にかかわらず、特定項目のうち第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(EAD)に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第百四十八条の三 標準的リスク測定方式を用いて算出するCVAリスク相当額は、次に掲げる算式により算出した所要自己資本額(※)に十二・五を乗じて得た額とする。

(算式略)

2/7 (略)

(先進的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第百四十八条の四 先進的リスク測定方式を用いて算出するCVAリスク相当額は、第百五十条の承認を受けて用いる内部モデルに基づき算出した次に掲げる額の合計額に十二・五を乗じて得た額とする。

一・二 (略)

2
~
7

(略)

2
~
7

(略)

二 最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十九号）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（適用日前における金融庁長官の承認に係る経過措置）</p> <p>第九条 新告示第八条第十二項に規定する金融庁長官の承認については、適用日前においても行うことができる。この場合において、その承認の効力は、適用日から生ずるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>